

=研修・講習会=

訪問特定整備制度及びOBD検査関連 通達・処分事例の説明会について

国土交通省では、インターネットによる自動車整備の予約の普及、自動車運送事業者やレンタカー事業者等が大量に保有する自動車の点検整備の効率化などを背景として、一般の自動車ユーザーや自動車運送事業者等が自身の自動車を自動車特定整備事業者の認証工場に持ち込むことなく、自宅や自社の整備場等で特定整備を受けられるニーズが高まっていることを受け、3月31日に道路運送車両法の改正、告示、関係通達の改正が行われ「訪問特定整備制度」が創設されました。

6月30日に施行される本制度について、適切な準備を進めていただくために、ぜひ、ご参加のほどよろしくお願ひします。

また、昨年10月1日に本格運用されたOBD検査についての関連通達、処分の対象となる事例、検査用スキャンツールと特定DTC照会アプリを使用してのOBD確認・検査等についてもあわせて説明していただきますので、ぜひ、ご参加のほどよろしくお願ひします。

説明会対象者は、**各事業場の工場長又は店長等 1名** が対象

◇日 時 7月14日(月) 【受付時間】13:00~13:30
【説明会】13:30~14:30

◇内 容 【訪問特定整備制度及びOBD検査関連通達・処分事例等について】【講義形式】
・訪問特定整備制度について
・訪問特定整備等の業務の流れと注意事項について
・証票等の様式について
・OBD検査の関連通達、処分の対象となる事例等について
・その他

◇講 師 関東運輸局 山梨運輸支局 塩野入 大樹 陸運技術専門官

◇会 場 (一社)山梨県自動車整備振興会 大講堂

◇研修費用 無料

(説明資料につきましては、当日受付にてお渡しします。)

◇参加申込方法

下記の「訪問特定整備制度及びOBD検査関連通達・処分事例説明会」参加申込書に必要事項をご記載の上、7月1日(火)までにFAXにてお申し込みください。



振興会 指導教育部 行
FAX 055-263-4420

**訪問特定整備制度及びOBD検査関連
通達・処分事例の説明会参加申込書**

7月14日（月） 受付時間：13：00～13：30
説明会：13：30～14：30

支 部 名	支部	認証番号	8 -
事業場名			
参加者名			

参加者が変更になる場合は事前にご連絡を下さい。

【指定自動車整備事業に係るOBD検査の具体的違反事例等について】

！！注意！！「再徹底を！！」

- 指定工場は、対象車の完成検査時に「OBD検査」が必ず必要になります。
(検査用スキャンツールを使用します。)
- **違反事項(点検・整備・検査不適切)**
 - ・なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し適合証を交付した場合(違反点数 10点／台)
 - ・OBD検査をOBD確認モードで実施し適合証を交付した場合(違反点数 3点)
- **違反事項(自動車検査員の不正証明行為)**
 - ・なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し適合証に証明した場合(解任命令)
- **保安基準適合証交付時の関係書類と車両情報の照合確認は、必ず車検で入庫した際に当該事業場においてオンラインモードにより電子自動車検査証から読み取った車検証閲覧アプリの画面か、車検証閲覧アプリから印刷した自動車検査証記録事項により実施してください！！**
- 認証工場についても、自工場で検査用スキャンツールを使用して「OBD検査と同等の確認(OBD確認)」を実施した場合、原則として車検場においてOBD検査が省略されます。

「訪問特定整備」制度が新設されました！

令和7年6月30日施行

国土交通省では、整備工場に車両を持ち込むことなく、自動車整備士に自宅や自社に来てもらいたいというニーズに応えるため、「訪問特定整備」制度を創設しました。

「訪問特定整備」制度とは、安全を担保する一定のルールの下、自動車特定整備事業者が自社の特定整備の認証を受けている整備事業場以外の場所で特定整備の実施が可能となる制度です。

※本制度の詳細は、国土交通省ホームページの「訪問特定整備制度について」や日整連が作成している「訪問特定整備実施マニュアル」をご参照ください。

本制度のポイント

●依頼者の範囲

訪問特定整備等の依頼者は、自動車の使用者又は所有者、これらの代理人となります。なお、依頼された訪問特定整備等を外注することは出来ません



●実施可能な作業範囲

地方運輸局長の認証を受けている自動車特定整備事業の対象自動車の整備及び装置の種類の範囲内となります。なお、指定自動車整備事業者が指定整備扱いとして実施する点検・整備については、本制度の対象外となり、訪問特定整備等を実施することは出来ません。

訪問特定整備制度の種類

●訪問特定整備

連続した3日を超えない期間内（離島は連続した5日を超えない期間内）で、特定整備の認証を受けている他社の事業場、もしくは認証は受けていないものの認証事業場と同等以上の性能を有する設備がある場所において、特定整備作業を実施することをいいます。



ニーズ例 運送事業者やレンタカー事業者など、大量に車両を所有している事業者から複数車両の点検整備等の依頼があった際に、その事業者が保有する作業場（認証の有無にかかわらず認証基準と同等以上の設備等が必要。）等において、特定整備を含んだ法定定期点検整備や一般整備を行う。

●限定訪問特定整備

認証事業場程度の設備等は有していないものの、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所において、特定整備を行うことを言います。

ただし、実施可能な特定整備作業が限定されております。

※限定訪問特定整備で実施できる特定整備作業の詳細は「国土交通省ホームページ」や「訪問特定整備マニュアル」でご確認ください。

※限定訪問特定整備においては、特定整備を含む法定定期点検整備を実施することはできません。



ニーズ例 一般ユーザーが所有又は使用している車両のエンジンがかからなくなってしまったため（事前の問診によりスター不良と思われ、限定訪問特定整備の範囲内で作業可能と判断）、認証を受けている整備工場の従業員が所有者または使用者の自宅の駐車場まで訪問の上、規定されている範囲内の特定整備を含むスター交換作業を行う。

訪問特定整備等を行う際の主な要件及び必要事項

運輸支局等への届出

(運輸支局長あてに電子メールにて届出)

訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者においては、本事業の開始の日の前日までに、特定整備の認証事業場ごとに（訪問特定整備等を行う事業場のみ）届出が必要となります。

訪問特定整備等管理者の選任

整備主任者のうち、少なくとも一人を「訪問特定整備等管理者」として選任し、訪問特定整備等に関して統括管理させる必要があります。

訪問特定整備士の要件

- ① 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していること ※
- ② 特定整備に関し三年以上の実務の経験を有すること
- ③ 所定の教育を受けたこと
- ④ 訪問特定整備士として、運輸支局長等に届け出されていること
※一定条件の下、三級自動車整備士も認められる

必要な教育

訪問特定整備等をこれから行おうとする自動車特定整備事業者は、事前に訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を行わなければなりません。また、訪問特定整備等事業者となった後も、定期的に訪問特定整備等管理者・訪問特定整備士等に対して教育を行う必要があります。

第三者の確認

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等を実施する際の体制等について、相当の知見を有する第三者機関の確認を定期的に受ける必要があります。

訪問特定整備制度では、実施場所の要件や訪問特定整備士に任命するための要件、また、実際に作業ができる特定整備作業等が規定されているとともに、法令等に反した際の処分基準も定められております。訪問特定整備制度の活用を検討されている、または、実際に活用される整備事業者におかれましては、国土交通省ホームページの「訪問特定整備制度について」や「訪問特定整備マニュアル」をご確認いただき、適正に訪問特定整備等を運営いただきますようお願いいたします。

「訪問特定整備マニュアル」の入手は所属の自動車整備振興会までお問合せください。

訪問特定整備 マニュアル

国土交通省ホームページ「訪問特定整備制度について」

制度概要や関係する省令、実施規程、通達、申請様式や Q&A 等が掲載されていますのでご確認ください。

<URL : https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html >

※トップページから該当ページへの進み方

国土交通省ホームページの「政策情報・分野別一覧」より

「物流・自動車」を選択

⇒「自動車ユーザー・事業者等の皆様へ」の

【事業者・運送者向け情報】より「自動車整備事業」を選択

⇒「自動車整備」より「訪問特定整備制度について」を選択



日本自動車整備振興会連合会

自動車検査員研修の実施について

標記研修が次のとおり開催されます。該当者は受講漏れのないようお願いします。

◇研修対象者

- ①自動車検査員として選任されている者全員
 - ②自動車検査員有資格者（自動車検査員に選任予定の者等）
- ※ **3年以上**自動車検査員として選任されていなかった者を選任する場合は、直近の自動車検査員の研修を受講していることが必要となります。

◇研修会場

(一社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂

◇研修日

研修日		教習修了番号
7月16日（水）	午前	1～35000号
	午後	35001～50000号
7月18日（金）	午前	50001～61000号
	午後	61001～68000号
7月23日（水）	午前	68001～74000号
	午後	74001～79000号
7月25日（金）	午前	79001～84000号
	午後	84001号以降の者

◇研修時間 【午前の部】 受付 8：30～ 9：00 研修 9：00～12：00

【午後の部】 受付 13：00～13：30 研修 13：30～16：30

◇研修費用 3,300円（テキスト代含む）

外国人自動車整備技能実習評価試験の報告について

(一社) 山梨県自動車整備振興会にて外国人自動車整備技能実習評価試験が行われ、その結果は下記のとおりです。

実施日	初級学科試験			初級実技試験		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	受験者数	合格者数	合格率(%)
5月16日（金）	2	2	100	2	2	100